

令和6年度第4回全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

○日時：令和7年3月10日（月）14時00分～16時00分

○場所：全国健康保険協会 徳島支部 5階会議室

○出席評議員（五十音順 敬称略）

井内学	一般社団法人徳島新聞社論説委員
上田輝明	徳島県商工会議所連合会専務理事
牛田聡史	日亜化学工業株式会社総合部門管理本部給与厚生センター センター長
孝志茜	さくら税理士法人公認会計士
中内美香	徳島県国民健康保険団体連合会保険者支援課 課長
平井松午	徳島大学名誉教授
布川徹	徳島県中小企業団体中央会会長
古谷京一	徳島文理大学総合政策学部教授

○議事次第

- 1 令和7年度 徳島支部 健康保険料率について
- 2 令和7年度 徳島支部 事業計画について

○議事内容要旨

1. 令和7年度 徳島支部 健康保険料率について
事務局より資料1-1～資料1-5及び参考資料に基づき説明し、ご意見をいただいた。
2. 令和7年度 徳島支部 事業計画について
事務局より資料2-1～資料2-3及び参考資料に基づき説明し、ご意見をいただいた。

（主な議論の概要）

1. 令和7年度 徳島支部 健康保険料率について

【主な意見】

《学識経験者》

一人当たり医療費と保険料率の高低には相関関係があると考えられる。医療機関等への受診率について徳島県と沖縄県の差が大きく開いており、保険料率を押し上げている要因の一つではないかと考えられる。その一方で、健診受診率については徳島県と沖縄県に差はない。保険料率を引き下げるためには、保険料率が低い支部の特徴を把握し、徳島支部と対照的になっている項目について要因を分析し、数値を改善する事業を展開するのか。または、徳島支部が良い数値を示している項目について、さらに向上させる事業を展開するのか。事業を行う際に分析・整理したうえで実施することが重要ではないかと考える。

《被保険者代表》

医療提供体制について、医療機関に受診しやすい環境にあることは加入者にとって利点といえるが、その一方で受診過多による医療費の増加を生み出している要因にもなっているのではないかと考える。協会けんぽが行っている「上手な医療のかかり方」広報を通じて加入者へ周知を行い、より適正な受診行動を意識していただくよう働きかけを継続して実施することが重要であると考え。本年度の広報事業について効果検証を行い、検証結果を踏まえて次年度も引き続き広報事業を実施していただきたい。

《学識経験者》

医療提供体制の充実と医療費との間には相関関係があると考えられ、医療を受ける側の適正な受診行動を心掛けることはもちろんであるが、医療を提供する側において過剰な医療行為を行っていないか、医師数・診療所数が多いことで競争も激しくなり、診療報酬の不適切な請求につながる土壌を生み出していないか危惧する。診療報酬の点検実績等について、近年の数値をどのように評価しているか。

《事務局》

直近の傾向として、令和2年度は新型コロナウイルスによる受診控えがあったが、その後診療報酬請求は増加している。また、レセプト内容点検結果においては令和5年度の年間査定額が他年と比べ増加している。これは、医療機関側の新型コロナウイルスにかかる特例措置の理解不足等もあり過剰に請求してきた事例が影響している。レセプト内容点検では、コロナに限らず請求ルール上の誤りについて総合的に点検している。

《学識経験者》

過剰請求すべてが悪質なものであるのではないとの解釈でよいか。

《事務局》

はい。悪質と認められる場合は、厚生支局や県へ情報提供を行うこととなる。

《学識経験者》

保険料率が低い支部がなぜ低いのか、徳島支部と対比を行い、そこへ近づける努力が必要であると考え。

《被保険者代表》

「適正な医療」という言葉について、例えばがん治療における新薬や、夜間透析治療など、医療費としては高額になるが、それによって日中仕事に就くことができる方々がいる。高額な医療費がかかったとしても、その医療を受けることで幸せな生活を送れることが本人にとって大切なこともあると思うが、どこまでの治療に医療費をかけることが適正といえるのか考えていかなければならないのではないかと考える。

《事務局》

過剰な医療をうけた診療報酬請求を減少させ、真に医療を必要としている患者へのがん治療や透析治療に医療資源をまわすことが大切であるが、医療費が年々増大していく状況において、何をもって適正な医療といえるか、その線引きは難しい問題であると認識している。今後も新薬や新たな治療方法など新技術が開発されていくと思われるが、国として医療費の負担の在り方をどのように考えて整理していくか、動向を注視してまいりたい。

2. 令和7年度 徳島支部 事業計画について

【主な意見】

《事業主代表》

現在の企業を取り巻く状況としては、人材確保のための賃上げという課題がある。人材確保の施策として、福利厚生の実質や健康経営に注力し、従業員にとって優しい企業を目指す取り組みは重要であると考えられることから、協会けんぽが推進している健康経営の取り組みは事業所に響くのではないかと考える。また、保険料率については徳島支部が独自に作成した保険料率チラシに記載しているように、我々が負担している健康保険料の料率がどれだけ高いものなのか、事業主や加入者がどれだけ負担する必要があるのかを、大々的に広報し周知を図る必要があると考える。医療費を抑制することも重要であるが、健康で医療機関にかからない加入者に対するインセンティブがあってもよいのではないかと考える。

《事務局》

事業主や加入者の取組結果に応じて保険料率に反映されるインセンティブ制度はあるが、加入者個人に直接かかるインセンティブ制度はない。

《事業主代表》

高額な健康保険料を負担し、健康体を維持して病院にかからないということは医療保険制度維持への大きな貢献にあたると思われることから、個人にも付与されるインセンティブ制度等を検討いただきたい。

《事業主代表》

保険料率が全国で2番目に高いということは、従業員の健康づくり等に対する事業主の意識がまだまだ低いのではないかと感じる。

レセプト点検に関して不正請求が存在しているとの説明があったが、不正を行った者に対して罰則をより厳しくしていくべきではないかと考える。例えば、不正請求を行った場合はその請求額の10倍を納めさせるなど、罰則強化が可能であれば検討いただきたい。

小学生への健康教育については、ぜひ進めていただきたい。私自身、年2回小学生に対して、就労に関する出前授業を行っている。小学生はとても柔軟に授業内容を受け入れてくれると思うので、是非進めてほしい。

《事務局》

健康教育については数支部が先行して実施しており、大きな反響があったと聞いている。そこで使用している資料を基に、徳島支部の独自内容を盛り込み健康教育を実施できるよう準備を進めているところである。今回の健康教育の内容が、子どもを通してその親へ繋がっていくことも期待している。

《被保険者代表》

ジェネリック医薬品や時間外受診の抑制の広報活動を実施する際に、窓口負担額の抑制という観点だけでなく、保険料率の引き下げや、医療従事者の負担の軽減に繋がることも併せて広報に盛り込んで実施いただきたい。

《被保険者代表》

加入者には保険料率の仕組みについてあまり理解されておらず、全国で2番目に高いことも認識されていないのではないかと考える。そのうえで、保険料率広報を行う際には、より平易で明確な内容で作成したほうがよいと考える。小学生への健康教育を計画しているとのことだが、その資料を加入者への広報にも転用することを検討してはどうか。

《学識経験者》

ジェネリック医薬品の使用率が80%を超えたが、今後も使用割合は上昇すると見込んでいるか。

《事務局》

令和6年10月から選定療養制度が導入され、ジェネリック医薬品使用割合の増加に大きく寄与しているものと考えている。全国平均との差は縮まりつつあり、使用割合最下位からの脱出が次の目標である。それに向けて、引き続き各種事業を展開してまいりたい。

《被保険者代表》

小学生への健康教育はぜひ実施していただきたい。小学生の頃から小児肥満に該当した人は、大人になっても肥満傾向で改善がみられないと聞いている。やがて糖尿病等の発症へ繋がるリスクも考えられ、小学生のうちから自分の健康に関心を持ってもらい、健康であることの大切さを伝えていただきたい。

《学識経験者》

本年度実施している保険者努力重点支援プロジェクトは、来年度も同じ事業内容を引き継ぐ形となるのか。

《事務局》

徳島支部の独自課題である時間外受診に対する上手な医療のかかり方広報事業について、現在効果検証を行っており、その結果から、より効果的であった広報媒体をピックアップし、来年度はそこに重点的に力を入れて事業を展開していく予定である。

《学識経験者》

保険者努力重点支援プロジェクトを実施している3支部とも、保険料率がいまだ高い現状にある。保険料率の上昇抑制が目的という中長期的な事業ではあるが、事業を実施していくからには、成果を上げる必要があると思う。常に事業のアップデートを行い、成果を上げるために柔軟に事業を展開していただきたい。

《事務局》

事業実施結果から効果があると判断できた事業を全国展開していくので、具体的な数値等の成果が出るよう事業を展開してまいりたい。

《学識経験者》

現在の医療保険制度を維持していくために、既に参加している事業所や加入者へのサービス等を維持することはもとより、例えば健康事業所宣言を行っている事業所には様々なメリットがあるということを内外に認知させることにより、未宣言の事業所を協会けんぽの事業へ参加させることが重要であるとする。

《学識経験者》

事業も多岐に渡って実施しており、実施結果から効果が認められたものに力を入れて今後も実施していただきたい。

KPIのなかで健康事業所宣言数について、令和7年度が1,000事業所と目標設定されているが、達成できる見込みはあるのか。

《事務局》

直近の宣言事業所数は897事業所であり、今年度は160事業所が新たに宣言いただいていることから、1,000事業所は達成できる目標であるとする。なお、令和6年度は870事業所を目標としており目標達成している。

《事務局》

事業主の意識を変える必要があるとのご意見をいただきありがとうございます。徳島支部も事業所に対してのアプローチ強化は必要であると考えており、経済団体等で会議や講習会を実施する際には、協会けんぽの事業等について説明する機会をいただければと考えており是非お声掛けいただきたい。

健康教育については、小学生だけでなく大学生に向けて評議員を通して実施した実績もあり、次年度以降も講義を実施することが可能であれば是非お声掛けいただきたい。

保険者努力重点支援プロジェクトについては、時間外受診に関する広報以外に、35歳から39歳の代謝リスクや血圧リスクを保有している被保険者を対象とし生活習慣改善への行動変容を促す通知書の送付や、喫煙習慣のある被保険者に向けた禁煙を促す通知書の送付、胸部エックス線検査で要検査との診断を受けた方に対して医療機関への早期受診を促す通知書の送付など幅広く事業を実施している。

その中で、徳島支部が重点を置いて実施しているのが時間外受診の抑制を含めた上手な医療のかかり方についての広報である。データ分析から、0歳から4歳の子どもがいる世代の18時以降の受診の割合が高く、さらに時間外受診の算定回数は徳島市に集中している。受診している疾病内容は、アレルギー性鼻炎など緊急性の低いと考えられる疾病も多数含まれている。これら分析結果に重なるターゲットに向けた広報を展開し、時間外受診の算定回数が減少することを期待しているところである。医療機関にかからないのではなく、上手な医療のかかり方を理解いただくことで加入者の行動変容に繋がるよう、影響力を持った広報を展開してまいりたい。

以上

次回評議会開催日程

- 日 程： 令和7年7月
- 場 所： 徳島支部会議室
- 議事内容予定： 未定